FP	２級	生保

2021年 ９月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 90分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（60歳）は、妻Bさん（61歳）との２人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。

X社では、65歳定年制を導入しており、Aさんは、65歳の定年までX社で働きたいと考えている。Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度から支給される老齢給付について知りたいと思っている。

また、Aさんは、最近、体調を崩すことが多くなったこともあり、公的医療保険についても理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1960年11月11日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
  20歳から大学生であった期間（29月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳　22歳　65歳

国民年金	厚　生　年　金　保　険	
未加入期間（29月）	240月	271月
	（2003年３月以前の平均標準報酬月額25万円）	（2003年４月以後の平均標準報酬額50万円）

(2) 妻Bさん（1960年５月６日生まれ・専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳でX社に就職してからAさんと結婚するまでの11年間（132月）、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として60歳まで加入。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんおよび妻Bさんが65歳になるまでに受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金に係る（　①　）の受給資格期間を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が（　②　）以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

1960年11月生まれのAさんは、原則として64歳から、1960年５月生まれの妻Bさんは、原則として（　③　）から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます」

〈語句群〉

イ．１カ月　ロ．１年　ハ．10年　ニ．20年　ホ．25年　ヘ．61歳　ト．62歳
チ．63歳

《問２》次に、Mさんは、Aさんに対して、公的医療保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが同一月内に同一の医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の額が自己負担限度額を超える場合、所定の手続により、その支払った一部負担金等の全額が高額療養費として支給されます」

② 「仮に、AさんがX社に引き続き勤務し、業務外の事由による負傷または疾病の療養のために労務に服することができず、連続して３日間休業し、かつ、４日目以降の休業した日について事業主から賃金の支払がなかった場合、所定の手続により、４日目以降の休業した日について、傷病手当金が支給されます」

③ 「傷病手当金の支給額は、休業１日につき、原則として、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の１に相当する額の３分の２に相当する額となり、その支給を開始した日から２年を限度として支給されます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問３》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。《設例》の＜Aさん夫妻に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づき、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、年金額は2021年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額
② 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$780,900\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{\square}{\square}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{\square}{\square}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,628円×被保険者期間の月数

$$-780,900\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝390,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（35歳）は、妻Bさん（35歳）および長男Cさん（０歳）との３人暮らしである。Aさんは、長男Cさんが誕生したことを機に、生命保険の加入を検討していたところ、生命保険会社の営業担当者から、下記の生命保険の提案を受けた。

Aさんは、生命保険に加入するにあたり、その前提として、自分が死亡した場合に公的年金制度からどのような給付が受けられるのかについて知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付特約組立型総合保険（注１）
・月払保険料　：11,100円
・保険料払込期間　：65歳満了
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・指定代理請求人　：妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	500万円	20年
逓減定期保険特約（注２）	初年度2,000万円	20年
傷害特約	500万円	10年
入院特約（180日型）（注３）	日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	－	－
リビング・ニーズ特約	－	－

(注1) 複数の特約を自由に組み合わせて加入することができる保険。
(注2) 加入後の死亡保険金額は、毎年所定の割合で減少する。
(注3) 病気やケガで１日以上の入院の場合に入院給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、下記の＜前提＞においてAさんが死亡した場合、妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜前提＞

- 妻Bさんは、遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給権を取得する。
- 妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

「現時点において、Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、原則として、18歳到達年度の末日までの間にあり、かつ、現に婚姻していない子等を指します。妻Bさんが受け取る遺族基礎年金の額は、『子』が１人のため、（　①　）円（2024年度価額）になります。

遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の４分の３相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（　②　）月に満たない場合、（　②　）月とみなして年金額が計算されます。

また、長男Cさんについて18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます。中高齢寡婦加算の額は、遺族基礎年金の額（子の加算額を除く）の（　③　）相当額になります」

〈語句群〉

イ．240　ロ．300　ハ．360　ニ．816,000　ホ．894,300　ヘ．1,050,800
ト．３分の１　チ．３分の２　リ．４分の３

《問５》 次に、Mさんは、Aさんに対して、必要保障額およびAさんが提案を受けた生命保険の死亡保障の額について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①、②に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「提案を受けた生命保険に加入する前に、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障の額を把握しましょう。下記の＜算式＞および＜条件＞を参考にすれば、Aさんが現時点で死亡した場合の遺族に必要な生活資金等の総額は□□□万円となり、必要保障額は（　①　）万円となります。

仮に、提案を受けた生命保険に加入し、加入した年中にAさんが死亡（不慮の事故や所定の感染症以外）した場合、妻Bさんに支払われる死亡保険金額は（　②　）万円となります。他方、加入した年中にAさんが不慮の事故で180日以内に死亡した場合の死亡保険金額は□□□万円となります」

＜算式＞

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

＜条件＞

1. 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。 2. Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（22年間）の生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の70％とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の50％とする。 3. 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、32年とする。 4. Aさんの死亡整理資金（葬儀費用等）、緊急予備資金は、500万円とする。 5. 長男Cさんの教育資金の総額は、1,300万円とする。 6. 長男Cさんの結婚援助費の総額は、200万円とする。 7. 住宅ローン（団体信用生命保険に加入）の残高は、3,000万円とする。 8. 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,000万円とする。 9. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、7,200万円とする。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容および課税関係について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「必要保障額は、通常、末子が生まれた時に最大となり、その後、子どもの成長とともに逓減していきます。Aさんの今後のライフステージの変化に合わせて、保障内容を定期的に見直すことをお勧めします」

② 「先進医療の治療を受けた場合、診察料や投薬料等に係る費用は公的医療保険の対象となりますが、技術料に係る費用は全額自己負担となりますので、先進医療特約の付加をお勧めします」

③ 「Aさんが重い病気等で余命６カ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約により所定の範囲内で死亡保険金の全部または一部を生前にAさんが受け取ることができます」

④ 「当該生命保険の支払保険料のうち、終身保険特約、定期保険特約、逓減定期保険特約および傷害特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、入院特約および先進医療特約に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（69歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん（44歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。X社は、Aさんに支給する役員退職金の原資として、下記の＜資料＞の生命保険の解約返戻金の活用を検討している。

また、Aさんは、従業員の死亡退職金について、具体的な準備は行っていなかったため、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、総合福祉団体定期保険の説明を受けた。

＜資料＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類：無配当逓増定期保険（特約付加なし）
契約年月日：2016年11月１日
契約形態　：契約者(=保険料負担者)・死亡保険金受取人＝X社、被保険者＝Aさん
保険期間・保険料払込期間：77歳満了
基本保険金額　　：5,000万円
逓増率変更年度　　：第９保険年度
年払保険料　　：350万円
現時点の払込保険料累計額：2,800万円
現時点の解約返戻金額　　：2,500万円
※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。
※ 所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、X社がAさんに役員退職金4,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を33年３カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

① 退職所得控除額
② 退職所得の金額

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問８》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の逓増定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「当該生命保険の単純返戻率（解約返戻金額÷払込保険料累計額）は、逓増率変更年度の前後でピークを迎え、その後、単純返戻率は低下し、保険期間満了時には０（ゼロ）になります。現在のキャッシュバリューを確保するには、解約あるいは払済終身保険への変更を検討してください」

② 「現時点で当該生命保険を解約した場合、解約時の資産計上額である1,400万円との差額である1,100万円を雑収入として経理処理します」

③ 「現時点で当該生命保険を払済終身保険に変更する場合、契約は継続するため、経理処理は必要ありません」

④ 「現時点で当該生命保険を払済終身保険に変更する場合、Aさんは改めて健康状態等についての告知または医師の診査を受ける必要があるため、変更時の健康状態によっては、払済終身保険に変更することができない場合があります」

《問９》 Mさんは、Aさんに対して、総合福祉団体定期保険の一般的な商品内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「総合福祉団体定期保険は、一般に、従業員の遺族の生活保障を主たる目的としており、法人の役員を被保険者とすることはできません」

② 「総合福祉団体定期保険の加入の申込みに際して、一般に、加入予定者の告知や医師による診査が必要となります」

③ 「総合福祉団体定期保険の保険期間は、一般に、１年から10年の範囲内で、被保険者ごとに設定することができます」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんとの４人家族である。Aさんは、2024年中に妻Bさんの入院・手術に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受けようと思っている。また、Aさんは、2024年中に養老保険（平準払）の満期保険金500万円および一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金500万円を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（58歳）　：会社員
・妻Bさん（60歳）　：専業主婦。2024年中にパートタイマーとして給与収入50万円を得ている。
・長男Cさん（24歳）：大学院生。2024年中の収入はない。
・二男Dさん（21歳）：大学生。2024年中の収入はない。

＜Aさんの2024年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：750万円
(2) 養老保険（平準払）の満期保険金

契約年月	：1991年３月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
満期保険金受取人	：Aさん
満期保険金額	：500万円
正味払込保険料	：400万円

(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2015年３月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：500万円
正味払込保険料	：400万円

※ 妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問10》 Aさんの2024年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

② 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38万円です」

③ 「会社員のAさんは、勤務先に所定の書類を提出することにより、年末調整によって医療費控除の適用を受けることができます」

《問11》 所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である納税者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（　①　）万円を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）をその納税者のその年分の総所得金額等から控除することができます。また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その額が（　②　）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（　③　）円）を総所得金額等から控除することができます」

＜通常の医療費控除額の算式＞

{ その年中に支払った医療費の総額 － 保険金などで補填される金額 } －（　①　）万円＝ 医療費控除額（最高200万円）

＜セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の算式＞

{ その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額 － 保険金などで補填される金額 } －（　②　）円＝ セルフメディケーション税制に係る医療費控除額（最高（　③　）円）

〈語句群〉

イ．5　ロ．10　ハ．20　ニ．12,000　ホ．24,000　ヘ．38,000　ト．68,000
チ．88,000　リ．120,000

《問12》 Aさんの2024年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	給与所得の金額	□□□円
	総所得金額に算入される一時所得の金額	□□□円
（a）総所得金額		（　①　）円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	100,000円
	地震保険料控除	30,000円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	（　③　）円
（b）所得控除の額の合計額		3,000,000円
（c）課税総所得金額（（a）－（b））		□□□円
（d）算出税額（（c）に対する所得税額）		（　④　）円

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（75歳）は、妻Bさん（72歳）とX市内で暮らしている。長女Cさん（40歳）は、現在、会社員の夫、孫Dさん（10歳）および孫Eさん（８歳）と４人でX市内の賃貸マンションに住んでいる。Aさんは、普段から身の回りの世話をしてくれる長女Cさんに対して生活資金や孫の学費等について面倒を見てやりたいと思っており、現金の贈与を検討している。

＜Aさんの親族関係図＞

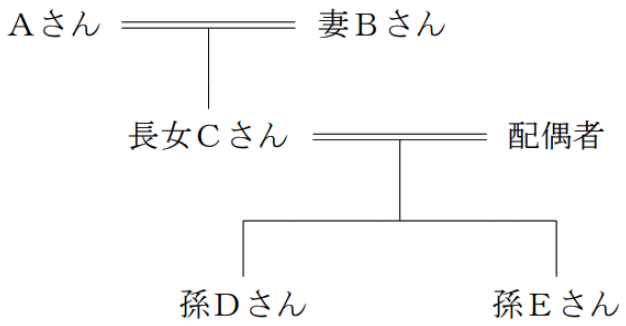

＜Aさんの主な所有財産（相続税評価額、下記の生命保険を除く）＞

・現預金　　：8,000万円
・自宅（敷地400㎡）：１億円（注）
・自宅（建物）　　：2,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

＜Aさんが加入している一時払終身保険の内容＞

・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　　：妻Bさん
・死亡保険金額　　：2,500万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「仮に、Aさんの相続が現時点（2024年９月12日）で開始した場合、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は（　①　）万円となります」

II.「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得した場合、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることで、自宅の敷地（相続税評価額１億円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（　②　）万円とすることができます」

III.「妻Bさんが受け取る死亡保険金（2,500万円）は、みなし相続財産として相続税の課税対象となりますが、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることで、相続税の課税価格に算入される金額は、（　③　）万円となります」

〈語句群〉

イ．500　ロ．1,000　ハ．1,500　ニ．2,000　ホ．3,400　ヘ．4,200
ト．4,800　チ．5,400　リ．6,600

《問14》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税による贈与、相続時精算課税制度による贈与、教育資金の非課税制度を活用した贈与などが考えられます。仮に、長女Cさんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、2024年中にAさんから現金600万円の贈与を受けた場合、贈与税額は（　①　）万円となります」

II.「Aさんが長女Cさんに現金を贈与し、長女Cさんが相続時精算課税制度を選択した場合、基礎控除額を控除した後の残額の累計で（　②　）万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律（　③　）％の税率により贈与税が課されます」

＜資料＞贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超		万円以下				
	～	200	10%	—	10%	—
200	～	300	15%	10万円	15%	10万円
300	～	400	15%	10万円	20%	25万円
400	～	600	20%	30万円	30%	65万円
600	～	1,000	30%	90万円	40%	125万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「本制度の適用を受けた場合、受贈者１人につき1,000万円を限度に贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」

② 「贈与者であるAさんが死亡した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

③ 「受贈者である孫Dさんが30歳に達したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① ハ　② ロ　③ ト
問2	① ×　② ○　③ ×
問3	① 733,721(円)　② 1,217,895(円)
第2問	
問4	① ヘ　② ロ　③ リ
問5	① 2,220(万円)　② 2,700(万円)
問6	① ○　② ○　③ ○　④ ×
第3問	
問7	① 1,780(万円)　② 1,110(万円)
問8	① ○　② ○　③ ×　④ ×
問9	① ×　② ×　③ ×
第4問	
問10	① ×　② ○　③ ×
問11	① ロ　② ニ　③ チ
問12	① 6,400,000(円)　② 1,010,000(円)　③ 480,000(円)　④ 252,500(円)
第5問	
問13	① ヘ　② ホ　③ ハ
問14	① 68(万円)　② 2,500(万円)　③ 20(%)
問15	① ×　② ×　③ ○